

## 著作権法改正に関する要望事項

（経済産業省）

要望事項	映画の著作物の非営利無償上映の制限 （著作権法第 38 条第 1 項の改正）
要望の趣旨	平成 15 年 1 月に取りまとめられた著作権分科会審議経過報告の内容に即して、著作権法第 38 条第 1 項を改正し、映画の著作物の「公の上映」については、非営利目的・無償の行為であっても、著作者の経済的利益を保護するため、その許諾を必要とするように改正する。
改正条項	第 38 条第 1 項
改正内容	平成 15 年 1 月に取りまとめられた著作権分科会審議経過報告の内容に即して、著作権法第 38 条第 1 項による非営利目的・無償の場合の権利制限から「上映」文言を削除するか、限られた「上映」だけに限定するように改正する。
改正を必要とする理由	<p>（ 1 ）問題の所在          公共図書館等による「上映会」「映画鑑賞会」が増加し、個人観賞用のビデオが利用されているケースが多く見受けられるようになった。          昭和 53 年には、全国の公共図書館での鑑賞会・上映会の件数が 3800 件（参加人数 347,924 名）であったが、平成 5 年には、18,867 件（参加人数 1,148,877 名）に増加している。          しかも、これらの「上映会」等は、それに用いられる上映機器・設備の飛躍的向上により、商業的興行と比較しても遜色ない高画質・高音質のものになってきている。          これにより、非営利目的・無償の「公の上映」といえども、現行法制定当初に予想された範囲を超えて、著作権者の経済的利益に無視できない影響を与えるようになってきている。</p> <p>（ 2 ）法改正の必要性          上記のように、著作権法第 38 条第 1 項は、「公の上映」については著作権者の正当な権利を制限する程度が大きくなってきたことから、事前に権利者から許諾を受けて「公の上映」が行われるシステムを築き、権利者の正当な利益を確保する必要がある。          なお、本内容については、昨年度の著作権分科会において検討された結果“、法改正を行う方向とすべき事項”として取りまとめられており（平成 15 年 1 月「著作権分科会審議経過報告」15 頁）、かかる観点か</p>

	らも速やかな法改正を要望する次第である。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	<p>【関係団体の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年11月：著作権審議会・第1小委員会で、日本映像ソフト協会などから、著作権法第38条第1項の改正を求める陳述をした。</li> <li>・平成10年6月：社団法人 日本図書館協会と映画上映会に関して、「了解事項」文書の交換をし、図書館等での非営利無償の上映会が著作権者の経済的利益を損なうおそれがあることの共通理解のもとに、ルール作りを開始した。</li> <li>・平成13年6月：文化審議会・著作権分科会・図書館等における著作権問題に関するW/Gで本件が取り上げられ、検討・審議が開始された。</li> <li>・平成13年12月：社団法人 日本図書館協会と映画上映会に関する「合意事項」文書を交換し、図書館における映画上映に際して、原則的に事前了解を求めて許諾された作品の上映を行うガイドラインが作成された。このガイドラインによる上映会の実施が平成14年6月から行われた。</li> </ul> <p>平成15年1月：文化審議会・著作権分科会で法改正の主旨で合意された。（文化審議会著作権分科会審議経過報告P.15）</p> <p>平成15年4月、日本映像ソフト協会・角川会長より知的財産戦略本部へ要望提出済み。</p>
その他（関係団体の名称等）	<p>社団法人 日本映像ソフト協会 社団法人 日本映画製作者連盟</p>
担当者氏名・役職連絡先	<p>経済産業政策局知的財産政策室（03-3501-3752） 調整一係長 中村良子</p>